

MV-22 オスプレイの配備撤回に関する意見書

日米両政府は9月19日、日米合同委員会においてMV-22 オスプレイの国内での飛行運用を認める「安全宣言」を発表した。

また、同機が一時駐機している岩国基地では21日から試験飛行が開始され、米軍基地普天間飛行場への移動が28日以降になる見通しであることや、10月から本格的に運用されることが明らかになった。

去る9月9日に本市で開催されたオスプレイ配備に反対する沖縄県民大会では、10万人余の人々が集結し、日米両政府に対し、オスプレイ配備反対の不退転の決意と、オスプレイの強行配備を直ちに撤回することを求める決議が採択され、市民、県民の確固たる強い決意が表明された。にもかかわらず、これまで沖縄への極度な基地負担を強いてきた日米両政府が、さらなる脅威の押し付けを強行しようとする今回のオスプレイ配備について、断じて容認できるものではない。

MV-22 オスプレイは、開発段階からその安全性等の問題が指摘されている機種であり、本年4月にモロッコ並びに6月にはフロリダ州で同機種の墜落事故が起きており、さらに今月においては米国内の市街地で緊急着陸している。これまで幾度も墜落事故等を起こしてきたオスプレイの安全性は、もはや地に落ちたと言っても過言ではない。

本来、米軍基地普天間飛行場を移設するという日米両政府の合意は、同基地の危険性の除去が原点であり、16年もその危険性が放置され続けてきた宜野湾市民にとって、さらなる基地機能強化及び固定化につながるオスプレイ配備は、いかなる方策を講じようとも、断じて受け入れできるものではない。

よって、本市議会は、米軍基地普天間飛行場の極めて危険な実情にかんがみ、市民・県民の生命及び財産並びに安全・安心な生活を守る立場から、日米両政府に対し、オスプレイ配備撤回を強く訴え、下記事項について要請する。

記

1. 基地機能強化及び固定化につながるMV-22 オスプレイの配備を即時撤回すること。
2. 世界一危険な米軍基地普天間飛行場を即時閉鎖、返還すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長